

ナチス・ドイツの友好国と「人種」 —日本人との結婚禁止と「混血児」

中村 綾乃

1 はじめに

1937年初春、初の日独合作映画『新しき土』（ドイツ版『侍の娘 Tochter des Samurai』）が公開された。日本からは伊丹万作、ドイツからはアルノルト・ファンクがメガフォンをとり、俳優陣には早川雪洲、原節子、小杉勇らが名を連ねた。この映画は、ドイツ留学帰りの日本人青年の心の葛藤を軸として話が展開していく。ドイツ人女性ゲルダを連れて帰国した輝雄は、早々に許嫁である光子との婚約を解消しようとする。西洋文化に浸かった輝雄は、許嫁制度や親による縁組を時代遅れと批判するが、故郷の風景に馴染んでくるうちに思い直し、光子に改めて結婚を申し込む。帰国当初、輝雄は背広を身に纏っていたが、光子に惹かれるにつれて和装となることも心境の変化を暗示している。晴れて結ばれた2人は、「新しき土」である満州の開拓移民となり、子供を授かるという国策映画の名に相応しい筋書きと終幕である。粗筋や登場人物は同じものの、この映画は2つの作品として世に出回ることとなった。というのも、撮影場所や脚色をめぐる監督同士が対立したため、それぞれ別のフィルムを撮影することとなったのである。伊丹版には『新しき土』、ファンク版には『侍の娘』というタイトルがつけられた。表向きは合作映画でありながら別作となったという顛末は、はからずも両国の同盟関係を反映するものとなった。

1930年代に入り、ドイツと日本は反共を軸としたイデオロギー的な面での友好関係を発展させ、1936年11月には防共協定が締結された。しかしこの協定は、独ソ不可侵条約により白紙撤回となる。独ソ不可侵条約の報を受け、時の平沼内閣は日独同盟の締結交渉を中止し、総辞職に追い込まれる。時期を同じくして、関東軍はノモンハンでの国境紛争でソヴィエト赤軍と戦闘をまじえ、ソ連軍の猛攻撃を受けて敗退した。このノモンハンでの惨敗によって、日本側ではソ連との日満蒙間国境不可侵協定の締結が協議され、「日独伊ソ四国協商」の構想へとつながっていく。一方のドイツは、イギリスとの和平交渉が破綻したために、再び日本との政治的接近を図る。1940年9月、日独両国はイタリアを加えた三国同盟によって再び同盟関係となる。しかし、同盟締結後も独ソ両国の

和平の嚮嚮をはかる日本と、あくまで対ソ戦の継続を主張するドイツとでは戦略的な思惑が異なり、同盟関係は形骸化した⁽¹⁾。

ソ連との関係のみならず、中国をめぐる両国の立場はもともと大きく食い違い、対立していた。日本が中国への政治的、軍事的介入を強化する一方で、ドイツは蒋介石の国民党政府を軍事的に援護していた。さらにドイツ国防軍内部では、日本を仮想敵国とする独中同盟論まで台頭したのである⁽²⁾。政治外交史や軍事史の専門家は、ドイツと日本の政治利害の相違や政策的矛盾、ナチ党首脳部の親中派と親日派の内部抗争を指し、その関係に「空虚な同盟」、「不承不承の盟邦」といった呼称を与えてきた⁽³⁾。

そもそも同盟関係の矛盾は政治的な要因のみではなかった。ナチ党は、発足当初より「純粋なドイツ民族共同体」の建設を掲げ、人種主義を国是としていた。その一方、日本側はアジアの「白人支配からの解放」を大義名分とし、南方進出を図るようになる。双方のイデオロギーそのものが噛み合っておらず、「人種」としても理想的なパートナーとは言い難かった。ナチ体制下のドイツでは、「アーリア人」と非アーリア人の線引きがなされた。後者は「劣等人種」とされ、法令化により市民権が剥奪され、絶滅政策に行き着く。「アーリア人」であるドイツ人と対置されたのがユダヤ人であり、絶滅政策の犠牲者の大半を占めた。ユダヤ人の他にも、シンティやロマ、黒人兵とドイツ人女性との間に生を受けた子供が非アーリア人の範疇に含まれ、断種や強制不妊の措置が施された⁽⁴⁾。また中国人の水夫や労働者も非アーリア人として排斥の対象と

(1) Wolfgang Michalka, „Vom Antikominternpakt zum euro-asiatischen Kontinentalblock: Ribbentrops Alternativkonzeption zu Hitlers Außenpolitischem „Programm“, Michalka(Hrsg.), *Nationalsozialistische Außenpolitik*, Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1978, S.471-492; 三宅正樹『スターリン、ヒトラーと日独伊連合構想』(朝日新聞社, 2007年), 24-241頁。

(2) 日独間の政治外交関係に関する最新の研究成果として、田嶋信雄「東アジア国際関係史の中の日独関係」『日独関係史』(東京大学出版会, 2008年), 3-75頁を参照。『日独関係史』全3巻の総説として同書に収められており、19世紀末から1945年までの日独間の政治外交関係について、これまでの研究蓄積踏まえて概観している。

(3) Eberhard Friese, „Das deutsche Japanbild 1944, Bemerkungen zum Problem der auswärtigen Kulturpolitik während des Nationalsozialismus“, Josef Kreiner (Hrsg.), *Deutschland-Japan Historische Kontakte*, Bonn: Bouvier, 1984, S.265-284; Bernd Martin, „Der Schein des Bündnisses Deutschland und Japan im Krieg(1940-1945)“, Gerhard Krebs (Hrsg.), *Formierung und Fall der Achse Berlin-Tokyo*, München: Iudicium, 1994, S. 27-53; Eberhard Friese, „Erwägungen zur Kulturarbeit der dreißiger und vierziger Jahre“, Japanisch-Deutsches Zentrum Berlin (Hrsg.), *JDZB-Tagungsband 17*, Berlin: Japanisch-Deutsches Zentrum, 1993, S.84-88; 三宅正樹『日独政治外交史研究』(河出書房新社, 1996年), 161-180頁。

(4) Reiner Pommerin, *Sterilisierung der Rheinlandbastarde: Das Schicksal einer farbigen deutschen Minderheit 1918-1937*, Düsseldorf: Droste, 1979, S.77-84; Clarence Lusane, *Hitler's Black Victims: The Historical Experiences of European Blacks, Africans and Af-*

なり、解雇や就業規制、婚姻禁止にはじまり、ハンブルクでは中国人労働者の一斉検挙や強制労働が行われたことも明らかとなっている⁽⁵⁾。

近年のジェノサイドや植民地、また中国人労働者に焦点をあてた研究によって、ナチスの人種政策の標的とされた広範な人々の経験が浮かびあがってきた。人種法によってユダヤ人とされた人々には、キリスト教に改宗した者やドイツ社会に同化していた者も多く、名前、言語や思想信条、生活習慣、ましてや身体的な特徴からユダヤ人を判別できるはずもなかった。それに対し、黒人兵との間に生まれた子供、中国人労働者は可視化されたマイノリティであった。可視化という点では、日本人および日本人との結婚によって生まれた子供も同様であったが、彼らへのネガティブ・キャンペーンが繰り返されることはなかった。人口規模が小さく、ドイツ社会の結束力を高めるだけのインパクトを持たなかったこともあるが、そこには政治的な配慮も伴ったであろう。

本稿では、ナチ体制下のドイツ社会における日本人との結婚、日本人とドイツ人の間に生を受けた子供をめぐる議論を題材として、人種主義と暴力、外交政策との関係を検討していく。日本との政治的接近に呼応し、上述の『新しき土』といった合作映画、ヒトラー・ユーゲントの訪日に象徴される人的、文化交流は推進されていった。これらの交流事業の趣旨に沿えば、日本とドイツ双方の流れをひく人々は「文化の架け橋」として位置づけられるはずである。しかし実際は、「民族共同体」建設の障害になるとして排斥の対象となった。ドイツ社会における彼らの経験は、人種概念の虚構性と構築性、日本との友好関係がもたらした矛盾を考える上でも貴重な材料を提供するものである。なお当時のドイツでは、アフリカ系やアジア系のドイツ人に対して「混血児」という呼称が公的に用いられた。本稿では、歴史的用語としてこの表現を用いる。

2 日本人との結婚禁止

(1) 人種立法と「アーリア条項」

まず、ヒトラー政権成立以降の人種法についておさえておきたい。1933年4月に公布された職業官吏階級再建法は、「人種」による差別と排除に法的根拠

rican Americans during the Nazi Era, New York: Routledge, 2002, pp.134-143; バリー／ヴィッパーマン (柴田敬二訳) 『人種主義国家ドイツ』 (刀水書房, 2001年), 105-107頁; 弓削尚子 「ドイツにおける戦争とネーション・『人種』」 『暴力と戦争』 (明石書店, 2009年), 228-245頁。

(5) Lars Amenda, *Fremde-Hafen-Stadt, Chinesische Migration und ihre Wahrnehmung in Hamburg 1897-1972*, München: Dölling und Galitz, 2006, S.193-281; Yu-Dembksi, *Chinesen in Berlin*, Berlin: Be.bra, 2007, S.61-76.

を与えた最初のものとして位置づけられる。同法は再建と称し、非アーリア人の公務員を免職とすることを規定している。同年8月、同法に補足がなされ、両親、祖父母の中に1人でもユダヤ教徒がいる場合、本人もユダヤ系として非アーリア人の範疇に入ることとなった。また法律上の婚姻関係にない男女間に生まれた子供、すなわち私生児も公職追放の対象となった。同法に続き、非アーリア人の医師や薬剤師、弁護士の開業も禁じられた。また就学にも「アーリア条項」が設けられ、非アーリア人の学生の割合に大幅な制限が課された。同年10月に制定された編集者法は、新聞出版界においても非アーリア人の就業を禁じるものであり、言論統制を目的としている。同法には、新聞記者および著述家、編集者は「アーリア人」のドイツ国籍保有者に限られ、その配偶者も「アーリア人」でなければならないと明記されている。一連の人種法は、反ユダヤ法といわれるように、ユダヤ人の経済的、社会的排除を意図して制定されたものである。しかし、ユダヤ人以外では誰が非アーリア人に該当するのか、非アーリア人の定義と範疇は明記されておらず、ユダヤ人以外の集団にも適用できる融通性を持っていた。

1935年9月、ニュルンベルクで召集された国会において、ドイツ国公民法およびドイツ人の血と名誉を守る法が決議される。この2つの法は、党大会の開催地の地名をとり、ニュルンベルク法と呼ばれた。ドイツ国公民法では、ドイツ市民の定義を国籍の保有者で、なおかつ「アーリア人」である者に限定している。これは事実上、非アーリア人への市民権の剥奪を宣告するものであった。ドイツ人の血と名誉を守る法では、「ドイツ的な血の純潔」の保持、存続のために、アーリア系ドイツ人とそれに類似する血統の者がユダヤ人と結婚することを禁止している。さらに両者の婚外性交渉も「人種汚染」とし、違反した男性は処罰の対象となった。当然、誰をユダヤ人とするのかという問題が随伴したため、ドイツ国公民法に関する施行規則（1935年11月14日）が出された。この規則によれば、祖父母4名のうちユダヤ教徒が3名以上いれば「完全なユダヤ人」となり、2名であれば「第一級混血」、1名であれば「第二級混血」となった。祖父母の代までの血統を溯り、ユダヤ教徒の割合が高ければ高いほど非アーリア人に近づくわけであるが、ユダヤ人以外の非アーリア人について、たとえばアジア系のドイツ人とその子孫の位置付けはここでも示されなかった。ただしこの規則には、「ドイツ人の純血性を損なう子供が想定される結婚は認めない」という文言が盛り込まれており、結婚禁止の対象はユダヤ人に限定さ

れないことが明記されている⁽⁶⁾。

(2) 「望ましくない結びつき」

ドイツ外務省政治資料館には、1919年から45年までの司法部門の史料群がある。その中の家族法関連のファイルには、国際結婚に関する規定と在外公館における結婚の申請記録が収められている。ニュルンベルク法成立以降、日本人との結婚はいずれも「望ましくない結びつき」として、ドイツ側では法的な認可は受けられなかった⁽⁷⁾。申請者は、まずドイツ公館の窓口で結婚を思いとどまるよう説得された。説得に応じようとしないう者には、配偶者の祖父母の代までの戸籍の証明、身上書、家系図、健康診断書、本人および身内の病歴、遺伝病や障害を抱える者が親族にいないことを証明する書類などの提出を義務づけた。ドイツ側が要求する書類を揃えることができなければ、書類上の不備を理由として婚姻届は受理さなかつた。たとえ書類が揃い、要件を満たしていることが確認できたとしても、ドイツ側は婚姻資格の欠陥や障害となりうる理由をこじつけ、法的な認可を下すことはなかつた⁽⁸⁾。

1940年11月30日付で、奉天のドイツ領事は外務省とナチ党外国組織部に宛てて、奉天在住のドイツ人男性の日本人女性との結婚について問い合わせている。ドイツ領事は、この2人の結婚を認めないという結論は示していたが、書類上は何の落ち度もないため、どのような理由をつけるかで頭を悩ましていたのである。申請者に対して、ドイツ領事自ら結婚を思いとどまるように説得を繰り返していたが、この男性は説得に応じなかつた。奉天のナチ党支部は、この案件については慎重に対処する必要があるとし、ドイツ領事に対して「婚約者である日本人女性がドイツ語に熟達していないことを理由として、この婚姻届を受理しないように」と指示を下している。日独伊三国同盟が締結されて間もない時期であったことから、人種問題を前面に出すことで、日本側を刺激することを避けようとしたのである⁽⁹⁾。しかし、デンマークやノルウェーなど北欧諸国の住民、「民族ドイツ人」との結婚は、たとえドイツ語に熟達していなくとも認められることが多く、日本人との結婚よりもハードルははるかに低く設定

(6) バーリー／ヴィッパーマン『人種主義国家』、42-71頁。

(7) Eheschließungen Allgemeines, 1933-1945, in: Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes, Berlin (以下 PAAA と略記), Rechtsabteilung, R49683-49689.

(8) Beurkundung des Personenstandes und die Form des Eheschließung Japan, 1933-1944, in: PAAA, Rechtsabteilung, R49863.

(9) Eheschließungen Allgemeine, 1940-1942, in: PAAA, Rechtsabteilung, R49687.

されていた⁽¹⁰⁾。

あるドイツ人女性と日本人男性の結婚は、一旦はドイツ側が婚姻届の受理を拒んだものの、2人の間に子供が生まれた後、日本での結婚成立を促すようになる。この2人は、男性のドイツ留学中にハイデルベルクで知り合い、婚約していた。この男性は、1938年にハイデルベルク大学で博士号を取得し、身重であった婚約者をドイツに残し、1人で帰国した。日本で婚姻届を出し、後に妻を呼び寄せるつもりでいたのである。この2人の婚姻届は、横浜のドイツ領事館が窓口となった。1938年7月、まもなく臨月に入ろうというこの女性は、出産前に結婚を成立させるべく、手続きを早く進めてもらうよう横浜のドイツ総領事ゼールハイムに懇願書を認めた。しかしゼールハイムは、書類不備を理由に婚姻届を受理しなかった。さらには「ドイツ人女性として相応の生活を日本で送るためにはお金がかかり、この男性の稼ぎでは暮らしていけない」とし、男性の経済状況を理由として2人の結婚を認めなかった。そればかりか、この女性の来日を阻むために、外務省を通じて査証の返還を命じたのである。査証の返還を命じられたこの女性は、ドイツを離れることすらできなくなった。この2人の案件は、横浜のドイツ総領事と外務省、ナチ党支部、内務省、ゲシュタポ、親衛隊、社団法人の児童保護センター、この女性が住民登録をしていたヘッセン州の役場の間で意見書が回覧された。ゼールハイムをはじめ、いずれの担当者も日本人との結婚は認められないという見解で一致していた。

結局、この女性は結婚の認可を得られないまま出産し、生まれてきた子供を私生児として届け出た。子供が生まれた後、女性は査証の返還と日本への渡航許可を求め、方々に請願書を認めた。日本にいた男性は、子供の認知手続きをとり、本業の傍ら大学講師をしながら収入を増やし、母子を迎える準備をしていた。子供には、ドイツの名前とともに日本の名前がつけられた。父親である日本人男性の存在を自他ともに認めるようになると、内務省とゼールハイムの見解が一転し、女性の渡航許可と出国停止の解除を促すようになる。日本側の法律に則り、二人の結婚を成立させれば、このドイツ人女性と子供は父親の籍に入ることが可能であった。この母子が日本国籍を取得すれば、ドイツ国籍は喪失することになる。この母子が「日本人」となれば、ドイツ総領事であるゼールハイムの管轄外となる。日本側での結婚の成立と帰化の手続きが滞りなく進むことを確認した上で、ゼールハイムはこの母子の出国停止の解除と査証返還を許可したのである。また内務大臣のフリックは、「混血児を産んだドイ

(10) Ausführung des Ehegesundheitsgesetzes vom 18. Okt. 1935, in: PAAA, Rechtsabteilung, R49698.

ツ人女性など不要」であり、この出産によって「ドイツ社会に望ましくない人口増加がもたらされた」と述べた。ドイツ側で出国を阻む限り、母子ともにドイツに留まり、子供も戸籍上「ドイツ人」であり続ける。フリックもまた、日本で2人の結婚を成立させ、母子に日本国籍を取得させることで、この子供をドイツ政府の管轄外に置こうとしたのである。児童保護センターによれば、乳児を抱えたこの女性は働きに出ることもできず、同居している母親の年金とわずかな収入で暮らしていた。経済的に困窮しており、子供を養っていくには児童手当に頼らざるを得ない状況にあった。「望ましくない国民」であるこの子供を公的扶助の対象とすることに対して、フリックは不快感を露わにした。「純粋な」ドイツ人女性を失うこと、あるいは女性を引き止めるかわりに「混血児」の子供を受け入れること、はたしてどちらがドイツ社会にとってよいのかを天秤に掛けた末、母子ともに切り捨てる方が利に適うと判断したのであった⁽¹¹⁾。

ドイツ側が日本人との結婚を阻止した背景には、「混血児」への国籍付与の問題があった。血統主義を原則とした国籍法ゆえに、子供は出生と同時にドイツ国籍に入ることができた。しかし、この「日本人の血をひく」ドイツ人は、ナチスの人種政策と外交政策の矛盾を象徴する存在となり、日本との摩擦の種となっていたのである。

(3) 「日本人の血をひく」ドイツ官吏

先の職業官吏階級再建法の公布から1カ月後の1933年5月、ベルリン・ダーレムの国立生物学研究所に勤務するオットー・ウーハン博士は、何の前触れもなく解雇通知を受け取った。その通知には、職業官吏階級再建法第3条1項に即して免職とすると記されていた⁽¹²⁾。同法の第3条項には、アリア系の出自を持たない公務員の免職が明記されている。ウーハンは、ドイツ人の父と日本人の母の間に生まれており、父方の祖父母に「ユダヤ人」はいないことが証明されていた。すなわち、母親の出自が「アリア条項」に触れたことは明らかであった。

ウーハンの罷免は、ベルリンの日本人特派員を通じて、日本の新聞でも報じ

(11) Beurkundung des Personenstandes und die Form der Eheschließung in Japan, 1933-1944, in: PAAA, Rechtsabteilung, R49863.

(12) Der Direktor der Biologischen Reichsanstalt für Land und Forstwirtschaft an Dr. Otto Urhen, 18. Mai 1933, in: *Guides to German Records Microfilmed at Alexandria, VA*, No.6, Records of Nazi Cultural and Research Institutions, and Records Pertaining to Axis Relations and Interests in the Far East, Microfilm Publication T82.

られた⁽¹³⁾。1933年7月21日付の『東京日日新聞』は、「血迷うたナチス」という見出しでこの一件を取り上げている。取材のために訪れた同紙のベルリン特派員に対し、ウーハンは、研究仲間のドイツ人女性と婚約しているが、このままでは2人の結婚も認められそうにないと悲観的に語った⁽¹⁴⁾。ウーハンの生の声が報じられてから2カ月後、同紙は日本の複数の研究機関がウーハンにポストを提供したいと申し出ていることを伝えている。この記事の見出しには、「情なき父の国ドイツ 温かい母の国日本 ヒトラーに職を奪われた混血児博士に救ひ」と書かれている⁽¹⁵⁾。ウーハンは日本からの申し出を受け、研究者仲間でもある伴侶を伴い来日した。哲学者のカール・レーヴィットは、自らの回想の中でウーハンの日本での状況を記している。同じ人種法によって、レーヴィットはドイツの大学を追われ、イタリア経由で日本に亡命し、東北帝国大学で教鞭をとっていた。レーヴィットによれば、ウーハンはまず日本語を習得しなければならず、その交換条件としてドイツ語の授業を請け負っていた。普段はドイツ人と過ごすことが多く、親ナチ派のドイツ人とも親しく付き合っていたようである。ウーハンの状況は「2つの椅子のあいだで、日本人とドイツ人のあいだで、腰かけるところがなく、そのうちのだれもかれらを完全な日本人あるいは完全なドイツ人とはとらなかつた」というのである⁽¹⁶⁾。ドイツ人と日本人の間で揺れ動き、どちらにしても中途半端であるというこの状況は、同じようにドイツ人として暮らしてきたつもりが、人種法によってユダヤ人とされ、ドイツ社会から排斥されたレーヴィットにも当てはまるものだったのかもしれない。

「日本人の血をひく」という理由で失職したドイツ市民に対して、日本から同情が寄せられ、救いの手が差し伸べられた。しかしドイツ語を話し、ドイツで教育を受けてきた当人は、日本社会にすんなりと溶け込めるわけでもなく、結局は日本のドイツ社会のなかに身を置き、母語のドイツ語を教えながら、自らを排斥したナチスに肩入れする人々と付き合いざるをえなかつたのである。

(13) 日本のジャーナリズムや知識人、一般市民が抱いたナチス・ドイツに関するイメージを分析した研究として、岩村正史『戦前日本人の対ドイツ意識』（慶應義塾大学出版会、2005年）が挙げられる。同書の第1章では、1933年1月以降の日本の主要新聞の対独報道姿勢の分析がなされており、ウーハンの解雇を報じた日本の新聞記事にも言及している（岩村『戦前日本人の対ドイツ意識』、8頁）。

(14) 『東京日日新聞』（1933年7月21日）。

(15) 『東京日日新聞』（1933年9月18日）。

(16) Karl Löwith, *Mein Leben in Deutschland vor und nach 1933, Ein Bericht*, Stuttgart: Metzler, S.119-120; (秋間実訳)『ナチズムと私の生活——仙台からの告発』（法政大学出版局、1990年）、202頁。

3 日本との軋轢

(1) 日本大使館の抗議

ウーハンの一件が明るみに出ると、ベルリン独日協会には「日本人の血をひく」という理由で解雇された、結婚が認められない、あるいは道端で罵声を浴びせられたといった訴えが寄せられるようになる。同協会に寄せられた訴えの数は、職業官吏階級再建法の公布から約1年半の間で50件にのぼっていた。ある開業医は、妻の母にあたる人物、すなわち義母が日本人であり、配偶者が「混血児」であることが「アーリア条項」に触れ、健康保険医の認可を受けられずにいた。ある学生は、卒業後の就職先が決まっていたにもかかわらず、日本人の祖父母の存在を明かした途端、採用が取り消された。またライプチヒ大学には、同じように片親が日本人という学生が2名在籍していたが、大学側は学生簿に、この2名の欄に「有色人種」と明記し、他のドイツ人学生と区別していた。「有色人種」は、ユダヤ人とされた学生と同様に就学制限の対象とされていたのである⁽¹⁷⁾。

1920年代に駐日ドイツ大使をつとめていたゾルフにも、同じ事情を抱える人々からの訴えが寄せられていた⁽¹⁸⁾。ゾルフに寄せられた訴えの中には、1870年代から80年代にかけてオーストリア・ハンガリーやドイツにおいて公使を歴任した青木周蔵の孫娘に関するものもあった。青木は、ベルリン駐在中に貴族出身のドイツ人女性と結婚し、この女性との間に娘がいた。この娘は成人した後、シュレーゼンのハッツフェルト伯爵と結婚した。この夫婦の間に生まれた娘は、ナイペルク伯爵家に嫁いだ。この若き伯爵夫人、すなわち青木の孫娘にあたる女性がナチ党婦人会に加わろうとした際、「アーリア条項」を理由に、参加が拒まれたのである。この女性の祖父母四人のうちの3人は「アーリア人」であることが証明されていることから、母方の祖父である青木の存在が「アーリア条項」に触れたことになる。父親のハッツフェルト伯爵から相談を持ちかけられたゾルフは、外務次官ビューローに掛け合い、この青木の孫娘への「アーリア人証明書」の発行を求めた。ゾルフはビューローへの私信で、この「混血児」差別の問題で、外相まで歴任した青木の名前が挙がれば、日本の

(17) Deutsche-Japanische Gesellschaft e.V., Besprechung mit Botschaftsrat Fujii am 21. November 1933, in: *Guides to German Records Microfilmed at Alexandria*, VA. No.6, Records of Nazi Cultural and Research Institutions, and Records Pertaining to Axis Relations and Interests in the Far East, Microfilm Publication T82..

(18) Domnick an Solf, 22. Oktober 1934, in: *Bundesarchiv Koblenz* (以下 BA/K と略記), Nachlaß Solf, N1053, Nr.93.

外務省は動き出すことになり、外交関係の悪化を招きかねないと注意を促した⁽¹⁹⁾。

青木の孫娘の問題が持ち上がる以前より、日本人との「混血児」の問題は外交問題に発展しており、すでに日本大使館が動いていた。1933年10月、駐ベルリン日本大使永井松三は、外務次官ビューローと外相ノイラートに直談判をした。永井は、ウーハンの一件で明るみとなった「混血児」への人種法の適用に言及し、早急にこの問題を解決するよう迫った。その際、永井はアメリカにおける日系人差別を引き合いに出している。1920年代、米国において日系移民の排斥が行われ、そのことで日本社会では反米感情が高まり、日米関係の冷却化につながった経緯を述べ、目下の日本人との「混血児」差別との共通点を強調した。日本大使からの抗議を受け、ビューローとノイラートは、この問題に慎重に対処することを約した。またビューローは、フランスの黒人兵とドイツ人女性の間生まれた「混血児」に対する反感が強まっていることに触れ、人種法はあくまでユダヤ人と「有色人種」を対象としたものであり、日本人はこの「有色人種」には含まれないと断言した。

この永井の官邸訪問の1カ月後、ドイツ国防軍情報部のカナーリスの代理人であるハックが日本大使館を訪れた。日本側はハックに対して、ドイツ国内の「混血児」差別によって、ドイツ不信や批判が高まりつつある現状を伝え、このままこの問題を放置すれば両国の関係に亀裂を及ぼしかねないと念を押した。さらに日本側は次のような新聞報道に言及している。1933年9月29日付けの『クロイツ・ツァイトウング』の報道によれば、内務省の人種問題の専門家ゲルケは、講演の中で家族法の見地から「有色人種」への差別待遇に賛同していた。数日後、ゲルケは日本人特派員の訪問を受け、日本人も「有色人種」に含まれるという解釈でよいのかと問われた。ゲルケは、最初は質問の答えをはぐらかそうとしたが、切羽詰った挙句、日本人は「有色人種」に帰属すると述べた。この発言は、ただちに日本に電送され、日本社会で大きな波紋を呼ぶことになったのである⁽²⁰⁾。

永井との会談で、ビューローは「日本人は有色人種に含まれない」と言明していることから、内務省と外務省では異なる見解が示されたこととなる。しかし見解の相違というより、この「混血児」の問題を国内問題として捉えている

(19) Solf an Bülow, 21. April 1934, in: BA/K, Nachlaß Solf, N1053, Nr.93.

(20) Deutsche-Japanische Gesellschaft e.V., Besprechung mit Botschaftsrat Fujii am 21. November 1933, in: Guides to *German Records Microfilmed at Alexandria*, VA. No.6, Records of Nazi Cultural and Research Institutions, and Records Pertaining to Axis Relations and Interests in the Far East, Microfilm Publication T82.

内務省と、対外問題として日本との交渉の矢面に立っている外務省とでは、問題の受け止め方も切実さも異なったということであろう。一方の日本政府は、ベルリンの日本大使館を通じ、外交関係を切り札として「混血児」の問題の解決を迫った。具体的な策として、人種法の「アーリア条項」の適用範囲をユダヤ人に限定するよう要請した。

(2) ベルリン独日協会の見解

(a) 日本人の「アーリア性」

ベルリン独日協会は、この「混血児」の問題の当事者を擁護し、人種問題を管轄する当該省庁と、ナチ党の諸機関との仲介役を買って出ている。この協会は、当時ベルリン大学で教鞭をとっていた鹿子木員信によって1928年に創設された親善団体であり、在ベルリンの日本人と日本に関心を持つベルリン市民を会員としていた。1933年以降、ユダヤ系会員の排除が行われ、ナチ党員が理事の座を占めるようになり、ドイツ外務省、宣伝省やリッペントロップ事務所との関係を深めていく⁽²¹⁾。しかし一方で、反ナチ的立場を表明していた元駐日大使のゾルフを名誉会長とし、元海軍長官であり、退役提督のパウル・ベーンケを会長としていた。日本人の理事には、ベルリンの日本大使をはじめ、大使館職員や駐在員が名を連ね、会員には日本人留学生も多くいた。同協会の活等趣旨は、「ドイツと日本のさまざまな側面での関係を促進し、ドイツにおける日本理解を深める。さらに同協会は、日本人のドイツ滞在が有益かつ快適なものとなるよう、助言や援助を行なう」というものであり、昼食会やレセプション、講演会を催し、日本からの来客の案内もしていた⁽²²⁾。

1934年10月、同協会は会長ベーンケの文責で、副大統領のヘス、外務大臣のノイラート、内務大臣のフリック、ナチ党人種政策局のグロースに宛てて、日本人との「混血児」の問題の解決を求める声明を出した。この書面は、①「一般的な政治見解」、②「有色人種、『アーリア人』と『非アーリア人』の規定」、③「日本人の人種分類」、④「現状に対する実務的見解」という4つの項目に分かれている⁽²³⁾。

(21) ベルリン独日協会の通史として以下を参照。Günther Haasch (Hrsg.), *Die Deutsch-Japanischen Gesellschaften von 1888 bis 1996*, Berlin: Ed. Colloquium, 1996, S.218-221.

(22) Haasch (Hrsg.), *Die Deutsch-Japanischen Gesellschaften*, S.134.

(23) 以下、ベルリン独日協会の見解については以下の文書を参照。Deutsch-Japanische Gesellschaft e.V., Denkschrift der Deutsch-Japanischen Gesellschaft zur Frage der Rassen-gesetzgebung auf die Abkömmlinge aus deutsch-japanischen Mischehen, 25. Oktober 1934, in: *Guides to German Records Microfilmed at Alexandria*, VA. No.6, Records of Nazi Cultural and Research Institutions, and Records Pertaining to Axis Relations and Interests in the Far

①の「一般的な政治見解」は、ウーハンの一件に端を発した「混血児」の問題の経緯をまとめたものである。日本人との「混血児」への「アーリア条項」の適用については、例外措置をとらずに、一律の基準を設け、それに従い対処すべきだとしている。案件ごとに事情を考慮して対処していると、かえって混乱を招き、当事者の間でも不満が生まれやすいからであった。

②の「有色人種、『アーリア人』と『非アーリア人』の規定」では、ナチスの人種法の目的を2つ挙げている。ひとつには、ユダヤ人との人種混合を防ぐことであり、ふたつ目は、完全に「異質な」民族集団との混合を避けるためであった。ユダヤ人は「人種的」に規定できるとした一方で、日本人は単一民族でないため、人種的な位置付けが難しいとしている。また「有色人種」の定義については、「現代の人種学では、白色人種と有色人種の区別は何をもってしてもできない」として、そのような分類の科学的根拠を否定した。日本人を「有色人種」として捉えるのが一般的にまかり通っているが、これはアメリカの影響によるものとしている。アメリカで「有色人種」といえば、差別的待遇を受けている日系移民が含まれる、その結果「有色 = 日本人」というイメージで捉えられるようになり、ドイツ社会にもそのイメージが浸透したとする。すなわち、日本人差別の根源はアメリカにあるとしたのである。

③の「日本人の人種的分類」であるが、この項ではケンペルやシーボルト、ベルツといった古典的な日本研究の中から、日本人の身体的特徴を記した部分が抜粋された。まず欧米人による日本研究の最初の集大成とされるケンペルの『日本誌』のある一文が挙げられている。その1文とは、「日本人、なかでも日本人女性は、真っ白に近い肌の色をしている人もいる」というものである。しかし同書の中では、日本人の一般的な肌の色としては「やや褐色を帯びた」と記されており、この部分は割愛されている⁽²⁴⁾。

アイヌ民族研究を行なったグロープスの調査からは、次のような記述が引用されている。日本人の目の色について、「日本人の90%は黒い目をしており、9.3%は普通の濃さの茶色い目、0.7%は明るい目の色をしており、その0.7%の中の0.5%は青い目をしている」というものである。髪の毛の色については、「99.7%が黒っぽい色の髪をしており、その中では17.7%が黒髪、濃い茶色が82%、そして0.15%が普通の濃さの茶色か赤色であり、ブロンドは皆無」。またイギリスの人類学者のプリチャードの著作で紹介された「日本の内陸部の山

East, Microfilm Publication T82.

(24) エンゲルベルト・ケンペル（今井正訳）『日本誌——日本の歴史と紀行』（霞ヶ関出版、2012年）、117-118頁。

岳地帯にいる金髪の日本人」という記述も抜粋している。同じようにベルツの論文の中からも、「明らかな日本人に血統でありながら、褐色ブロンドの髪色を持つ日本人女性」の存在を強調している。確かに、日本人の身体的特徴をまとめた論文の中で、ベルツ自身がみた褐色ブロンドの日本人女性について述べられている箇所があるが、「わずか2例」と前置きしてある。またこの記述の前に、日本人女性の毛髪の色は一般的には茶色や赤茶色であるとし、ブロンドの日本人女性というのは例外的で、遺伝子疾患によるアルビノのような現象と記している⁽²⁵⁾。

続いて、長崎・オランダ商館付きの医者として着任したシーボルトの研究からは、その代表的著作『日本』から次のような部分を引用している。「12歳くらいまでの日本人の中には、ブロンドに近い髪色をした子供もいる」、「一部には、ヨーロッパの女性のような白肌で、薔薇色に染まった頬をしている日本人女性もいる」。1905年に著されたギュンターの著作から、日本人の肌色に関して次のような記述を引用している。「日本人は肌の色だけではなく、顔の輪郭もまた南ヨーロッパ人に近い」、「日本人は新生児を *Akanbo* (赤ん坊) と呼び、それは赤い子供という意味である。新生児の肌の赤色は、強烈に際立っており、長く持続する。しかし、ヨーロッパ人の場合と同様に茶色、あるいは白っぽい茶色とかわっていく」。さらに、日本の政治家や軍人の肖像画を例に挙げ、日本人男性の外見的特徴の例としている。顔の輪郭は縦に細く、細長く通った鼻筋が描かれており、髭を生やしている者も多く、目尻に「蒙古ひだ」は見当たらないと強調しているが、あくまで肖像画に描かれた姿である。

(b) 日本文化の起源

文化についてであるが、同協会は今日の日本文化と「北方人種」の先史文化の関連性を指摘している。まず、新石器時代のドルメンやメンヒルといった墳墓を例に挙げ、北欧民族を特徴付ける巨石文化は、縄文・弥生時代の日本にも朝鮮経由で伝達されたとしている。また、日本の紋章はヨーロッパ的であるとし、ハーケンクロイツと旭日旗が似ていることを引き合いに出している。また、ニーダーザクセンの農家にある馬の頭が交差した紋章と同じものが日本にもあるとしている。この紋章の共通性は、1903年にベルリンで発表されたルドルフ・ラング教授の『日本の紋章』と題する論文からの引用である。その他にも、スカンジナビア地方の貴族の世襲地制度と同じものが日本にもあったとするな

(25) Erwin Bälz, „Die körperlichen Eigenschaften der Japaner. Teil 2“, Erwin Toku Bälz (Hrsg.), *Zur Erforschung der Japanischen Psyche*, Berlin/Lankwitz: Würfel Verlag, 1929, S.14-15.

ど、「北方人種」の文化の影響を強調している。

最後に、④「現状に関する実務的見解」であるが、一連の「混血児」差別は、現状のまま放置すれば、日本の反ドイツ感情を煽ることになると懸念を示した。また人種法の目的は、あくまでユダヤ人と「アーリア系」ドイツ人の人種混合を防ぐこと、さらに「文化的創造力のない民族」である黒人との接触を避けるためとしている。黒人については、ラインラント進駐によってドイツに流入したフランス兵、そのフランス兵とドイツ人女性の間にも生まれた子供たち、また北ドイツの港湾都市で商売に携る者に言及している。日本人と「北方人種」の共通性や類似性が強調されたのに対して、黒人は「全く異質な民族」であり、「未開人」とまで呼ばれていた。さらに、「有色人種」という表記は誤解を招きやすいため、使用を避けるべきとしている。「白色人種」と「有色人種」の分類では、日本人は一般的には後者に含まれることになり、このため、「未開人」である黒人と一括りにされるからであった。

この文書の末尾には、「ドイツ国民の中で人種問題に関心が向けられ、注意が払われれば、このような人種法による規制がなくとも、ドイツ人と非ドイツ人との結婚はなくなるであろう」と述べられている。当事者を擁護していた独日協会も、「混血児」の存在は「望ましくない」という点ではナチ党政府と一致していた。将来的には「混血児」はいなくなるべきであるとし、この問題の「解決」のために、日本人との結婚は禁止するべきという見解を示していた。

ベルリン独日協会は、古典的な日本研究の著作から、日本人の身体的特徴を記しているもので、「白い肌」や「ブロンド」といった「アーリア的」とされる特徴を挙げている部分のみを抜粋し、日本人と日本文化の「アーリア性」を強調した。その意図は、「混血児」に対する差別の撤回と「アーリア人」としての法的地位の保証にあった。日本人が「アーリア人」の範疇に入れば、「混血児」も「アーリア人」となり、この問題に異論を挟む余地はなくなるからであった。

(3) 人種主義の「妥協の余地」

この「混血児」の問題をめぐって、独日協会と真っ向から対立したのがナチ党人種政策局であった。人種政策局の前身は、医師団体である「住民政策と人種保護の啓蒙局」である。主に人種政策のプロパガンダを任務としており、ナチ体制下のユダヤ人、シンティ・ロマ、遺伝病患者や障害者、黒人兵との「混血児」への処遇をイデオロギー的な面から支えていた。1934年5月に人種政策局と改名され、副総統ルドルフ・ヘスの管轄下に入り、リーダーには、医師で

あるヴァルター・グロースが就任した⁽²⁶⁾。

独日協会は、先の声明を通して日本人との「混血児」への人種法の適用を無効とし、彼らに「アーリア人」としての法的平等を約束するよう求めたが、これに対してグロースは、書簡で返答をした⁽²⁷⁾。グロースは、日本民族を「アーリア人」に含めることは、ナチ党の根本的思想を覆すことになりかねないとし、独日協会の要求を受け入れるつもりはないことをはっきり述べている。なぜなら、「たとえ日本人が価値の高い人種であり、長い歴史と豊かな文化を持っていようとも、このような要望を真に受け、彼らにドイツ人との法的な平等を認めることになれば、血統による人種の規定を覆すことになりかねない」からであった⁽²⁸⁾。またグロースは、言語学や先史時代の歴史を用い、日本人の中に「北方人種」の要素を見出し、日本人の「アーリア」性を強調する独日協会の見解にも異議を唱えている。グロースによれば、「仮に日本民族の祖先の中に北方人種の血が混合したとしても、それは相当の歳月を遡ることになる。その間に、本来のモンゴル人の特性が注ぎこまれ、それぞれの家系において、北方人種の遺伝的特性は分散されるため、そこから北方人種の特性を見てとることは不可能」であった。さらに日本への政治的配慮のために、例外措置として日本人を「アーリア人」として認めることになれば、同様の理由で黒人にも「アーリア性」を見出すような議論が持ちあがりかねないとしている⁽²⁹⁾。

グロースは、ナチ・イデオロギーの根幹である人種主義には「妥協の余地」を設けないことを明言したのである。仮に日本国内の世論の悪化を懸念して、人種主義を歪曲することになれば、同様にその他のアジア人や黒人と「アーリア人」との境界線も流動的になりかねないとし、ドイツ国内の人種政策と外交問題に一線を付したのであった。

おわりに

冒頭の映画『新しき土』は、一見して日本のプロパガンダと国策に沿う内容となっているが、日本人同士が結婚し、満州の開拓移民となるという筋書きは、ドイツ側にも都合のよいものだった。仮にこの映画の終幕で、日本人男性の輝

(26) ナチ党人種政策局とそのイデオログに焦点をあてた研究として以下を参照。Riger Uhle, *Neues Volk und reine Rasse. Walter Gross und das Rassenpolitische Amt der NS-DAP (RPA)*, Diss., Aachen, 1999.

(27) グロースの返答は、前掲のベルリン独日協会の通史に収められている。Haasch (Hrsg.), *Die Deutsch-Japanischen Gesellschaften*, S.218-221.

(28) Haasch (Hrsg.), *Die Deutsch-Japanischen Gesellschaften*, S.218.

(29) Haasch (Hrsg.), *Die Deutsch-Japanischen Gesellschaften*, S.219.

雄とドイツ人女性のゲルダが結ばれ、この2人の間に生を受けた子供が映し出されたとしたら、外国人との結婚や「混血児」の問題に直面していた当事者に少なからぬ衝撃が走ったはずである。ましてや、日本人とドイツ人がひとつの家族となり、満州を「開拓する」という構図は奇妙な印象を与えたにちがいない。「大東亜共栄圏」にしても、東ヨーロッパの「生存圏」獲得にしても、日本とドイツそれぞれのイデオロギーに基づいた自己完結的な構想であり、「棲み分け」を前提としていた。政治的接近に呼応して文化交流や人的交流は推進されたものの、文化も人材もやはり「棲み分け」を前提とし、「混じり合う」ことをよしとしなかったのである。

この棲み分けられたイデオロギーに立ち入る隙を与えたのが「混血児」の問題であった。「日本人の血をひく」という理由でドイツ社会から排斥されるということは、差別の根拠は「日本人の血」にあることになる。ドイツの「混血児」の問題は日本社会に飛び火し、ドイツへの不信や反感が強まった。ドイツ外務省は、日本との関係悪化を招きかねない状況を危惧し、対応に追われていく。先述した通り、ベルリン独日協会は、ケンペルやシーボルト、ベルツの日本研究から、日本人の風貌を「アーリア」的に分析した言説を収集し、さらにはアイヌ民族の起源を「アーリア人」とする諸説を張り合わせ、日本人の「アーリア」性を強調した。このように外務省と独日協会は、ドイツ国内の「混血児」への人種法適用に反対し、差別の撤回を求めた。その一方、人種政策局のグロースは、国内の人種政策と外交を切り離し、人種政策の徹底を貫いた。ナチ体制期を通じて、「人種」としての日本人の位置づけについて公式見解は示されず、それゆえ「混血児」の位置づけもあいまいなままであった。

結婚や職場での待遇改善、ナチ党への入党希望、志願兵役など、「混血児」とされた人々の申請や要望は内容に応じて役場や在外公館、内務省、外務省、人種政策局、親衛隊やゲシュタポの担当部局にまわされ、個別の対応がなされた。申請にあたっては、学歴や職業、兵役の経験を証明する書類、家系図の提出が求められた。申請者の中には、自らの顔写真の提出を求められた者、遺伝科学研究所での検査を受け、その検査結果を申請書に添えた者もあった。担当者の恣意的な判断に委ねられることも多く、審査を担当した者が、金髪や碧眼、長身が「アーリア的」という固定観念を抱いていれば、外見や容貌によっては「アーリア人」に振り分けられることもあった。

役所や在外公館で結婚の認可を受けられなかった者の中には、ヒトラーに直訴した者もいた。事実、ヒトラーのもとには、外国人との結婚の認可を求める要望書や訴えが山積みとなっていたのである。しかしヒトラーは、同封された

写真を一瞥し、大半の申請に対して、人種的な観点から否定的見解を漏らしていた。その際、ヒトラーは要請の中身よりも、むしろ添付された写真に注視していたようである。ドイツ人兵士と外国女性との結婚については、次のように語っていた。「特別な例外を除いて、我が国の兵士と外国女性との結婚を許可すべきではない。結婚の動機が健全な理由によるとしても拒否すべきだろう。ほとんどの場合は性交渉を続けたい一心で結婚の要望を出している。私のもとには数え切れないほどの要望書が来ている。ほとんどの場合は相手の写真を一目見ただけで、望ましくない結びつきだと分かる。たいていの女は片輪か不器量で、人種的観点からしても結果は満足のものではない」⁽³⁰⁾。

「混血児」とされた人々への処遇は、政治思想、文化や教育ではなく、「人種」に立脚した「民族共同体」の暴力を体现するものである。彼らが流暢なドイツ語を話し、ドイツで教育を受け、ドイツの政党を支持し、ドイツ軍での兵役経験があったとしても、それはさしたる意味を持たず、「人種」によって存在価値が問われたのである。いうまでもなく、人種概念は社会的、文化的に構築されたものである。人種法に明記された「アーリア人」にしても、「北方人種」や「ゲルマン民族」、「白色人種」や「有色人種」といった表現と同じく、恣意的に運用されたものに過ぎなかった。社会的に構築された「人種」を根拠として、「民族共同体」の内と外、自己と他者の線引きがなされていく。「混血児」は「アーリア人」の要素と混在しているゆえに、このような線引きの障害となった。本来であれば、ドイツとの架け橋たるべき存在は、「人種」の交雑という理由で「望ましからぬ存在」とされた。この「望ましからぬ人口」の増加に終止符を打つために、日本人との結婚を禁止したのである。

日本人であれば、ドイツ社会の構成要員とはならないゆえに他者性を持つが、「混血児」という存在は自己と他者の要素を合わせ持つと捉えられたのである。そもそも、「日本人」という範疇も自明のものではなく、同じようにその構築性に着目するべきであろう。戦争と植民地支配、アジア諸国の住民への差別や排斥の中で、「日本人」の境界も揺らいでいく。ドイツ社会における「混血児」は、「アーリア人」の境界を脅かす存在として排斥され、結婚禁止によって「解決」がはられた。しかし、ドイツ側では成立しない結婚であっても、日本側では法的な認可を受け、「ドイツ人」が日本へ帰化した事例もある⁽³¹⁾。ド

(30) Hugh Trevor-Roper(ed.), *Hitler's Table Talk 1941-1944*, New York: Oxford University Press, 1988, pp.439-441; アドルフ・ヒトラー (吉田八岑 監訳)『ヒトラーのテーブル・トーク1941-1944 (下)』(三交社, 1994年), 107頁。

(31) Staatsangehörigkeit, 1937-1943, in: PAAA, Rechtsabteilung, R46055.

イツ社会では「望ましくない」として排斥された「ドイツ人」が、日本社会で国民の中に包摂されるという状況も、両国の不均衡な関係と友好関係の矛盾を反映するものである。日独間の結婚と「混血児」の問題は、本来はこうした双方向からの考察が必要となる。稿を改めて、日本社会における「混血児」の位置づけを浮かび上がらせ、日本側の人種概念の構築性について批判的検討を加えたい。